

那覇市放課後子ども総合プラン行動計画

平成27年3月31日 市長決裁

平成27年3月26日 教育委員会会議議決

1 趣旨・目的

わが国では少子化及び高齢化が急速に進行し、人口構造の大きな変化によって、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、将来にわたって社会・経済に影響を与えることが懸念されています。

また、核家族化や就労環境の変化等で地域社会の関係性が薄れ、家庭や地域の子育て機能や教育力の低下など、子ども達と家庭を取り巻く環境も変化してきており、子育てを地域社会全体で支援していくことが求められています。

このような状況の下、国は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型^(注)を中心とした放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)及び地域住民等の参画を得て放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(以下「放課後子ども教室」という。)の計画的な整備等を進める「放課後子ども総合プラン(平成26年7月31日。文部科学省、厚生労働省連名。以下「国通知」という。)」を策定しました。

本市においても、国通知に基づき、行政、学校、地域が協力し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「那覇市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定します。

2 基本方針

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、全ての放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を小学校内で運営、実施することを最終的な目標とします。

当面は教育委員会とこどもみらい部が連携して、同一小学校敷地内で学校施設を活用し実施する一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を全小学校区に計画的に整備します。

整備にあたっては、学校施設活用の際の責任体制を明確にし、既存教室等の活用促進及び放課後等における学校施設の一時的な利用を促進します。

(注) 一体型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、おおむね同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。

一方、連携型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加することをいう。

3 事業計画

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び国通知に基づく「市町村計画」については、次のとおりとする。

(1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用希望者数 | | 4,046名 | 4,043名 | 4,083名 | 4,040名 | 4,032名 |
| 目標値 (実績) | 2,890名 | 3,000名 | 3,200名 | 3,400名 | 3,600名 | 3,800名 |
| クラブ数 目標値 (実績) | 62 | 67 | 72 | 77 | 82 | 87 |

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 目標値 (実績) | 18か所 | 20か所 | 24か所 | 28か所 | 32か所 | 36か所 |

平成31年度までに、市内全小学校に整備することを目指す。

(3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 目標値 (実績) | 30校区 | 31校区 | 32校区 | 33校区 | 34校区 | 36校区 |

平成31年度までに、市内全小学校区に整備することを目指す。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、小学校区毎に「放課後子ども総合プラン協議会」を設ける。
連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、両事業者の連絡、情報交換を密にするものとする。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後子ども総合プラン運営委員会や小学校区毎の放課後子ども総合プラン協議会等において、学校施設の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を策定・公表するものとする。

事業の実施主体である教育委員会とこどもみらい部の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促すものとする。

放課後子ども総合プラン実施にあたっては、特別教室、体育館、校庭、図書室等学校施設の一時利用を促進するものとする。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会とこどもみらい部の具体的な連携に関する方策

放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化するものとする。

総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行うものとする。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み等

平成31年度までに、すべての放課後児童クラブが18時30分を超えて開所することを目指すものとする。